

令和7年度の市・県民税の主な改正点

①子育て世帯などに対する住宅借入金特別控除の拡充

子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が認定住宅などを新築、認定住宅などで建築後使用されたことのないものを取得、または買取再販認定住宅などの取得をして、令和6年中に居住した場合、住宅借入金など、年末残高の限度額が次のとおり拡充されます。

種類		借入限度額		控除期間	床面積要件
		子育て・若者夫婦世帯	それ以外		
新築住宅または 買取再販住宅	認定住宅	5千万円	4千500万円	13年間	50㎡ ※新築住宅に限り、令和6年12月までに建築確認を行った場合、40㎡（所得要件1,000万円以上）
	ZEH水準省エネ住宅	4千500万円	3千500万円		
	省エネ基準適合住宅	4千万円	3千万円		
	その他の住宅	なし		—	
既存住宅	認定住宅	3千万円		10年間	50㎡
	ZEH水準省エネ住宅				
	省エネ基準適合住宅				
	その他の住宅	2千万円			

※認定住宅とは長期優良住宅および低炭素住宅のことをいいます

※令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、「住宅借入金特別控除」の適用を受けることができません

②個人住民税の特別税額控除（定額減税）

令和7年度の個人住民税に関して、一部の対象者に限り、税額控除後の所得割額から1万円（対象者の所得割額を限度とする）の特別税額控除（定額減税）が実施されます。

対 象

- 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下で所得割が課税される人
- 国外居住者でない同一生計配偶者（※）がいる

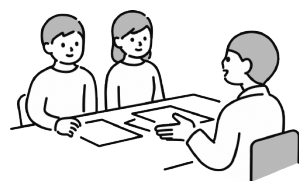
※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にしている、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者です。判定は令和6年12月31日の現況によります

税理士記念日 無料税務相談会を 実施します

問い合わせ 中国税理士会廿日市支部
☎082 (247) 7439

所得税および消費税の確定申告相談、
各種税務相談ができます。

と き 2月21日(金)9時～16時
と ころ 市役所2階201会議室



税の申告

問い合わせ 課税課☎9113

市・県民税の申告は3月17日(月)まで

令和7年度の市・県民税は、3月17日(月)までに申告してください。

※申告書類は、できるだけ郵送で提出してください

市・県民税の申告会場

※土・日曜日、祝・休日を除く

会 場	相談日	時 間
本庁	【市・県民税の申告】 2月3日(月)～3月17日(月) 【確定申告の相談】 2月17日(月)～3月17日(月)	8:30～17:00 ※12:00～13:00 を除く
佐伯支所	2月17日(月)～3月17日(月) (水曜日を除く)	
大野支所	2月17日(月)～3月17日(月) (木曜日を除く)	
吉和支所 予約制 ☎2113	2月19日(水)、2月26日(水) 3月5日(水)、3月12日(水)	8:30～16:00 ※12:00～13:00 を除く
宮島支所 予約制 ☎2001	2月20日(木)、2月27日(木) 3月6日(木)、3月13日(木)	

※吉和支所・宮島支所での申告は予約制のため、各支所へ事前に連絡してください（予約開始は2月3日(月)8時30分～）
※佐伯支所は駐車場に限りがあるため、乗り合わせや公共交通機関を利用するなど、協力をお願いします

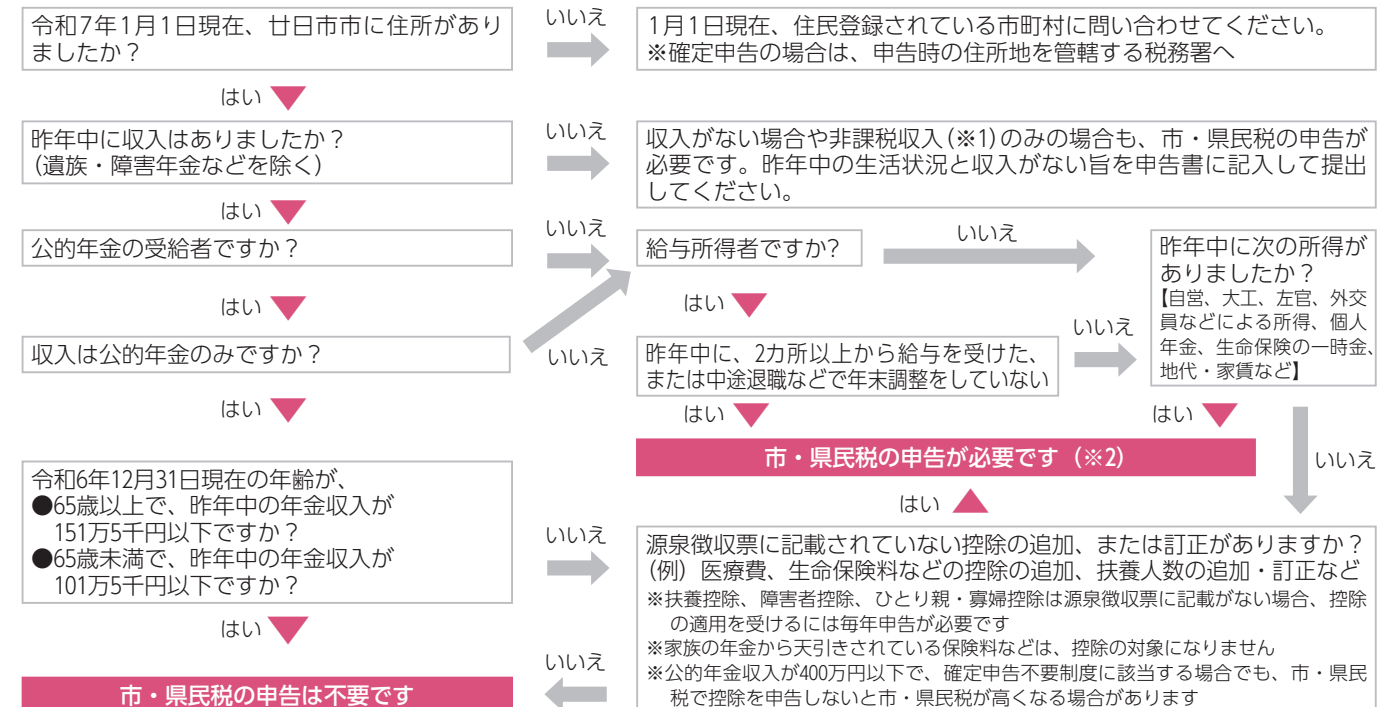
申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
- ②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書など
- ③医療費控除および医療費控除の特例（セルフメディケーション）を受ける人は、医療費の領収書や医療保険者が発行する医療費通知など（必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください）
※領収書の添付は不要ですが、5年間は保管してください
- ④申告者と扶養親族のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）



市・県民税の申告が必要かどうか迷ったときは…

スタート



※1 遺族・障害年金などは非課税収入です

※2 所得税の確定申告を行う人は市・県民税の申告は不要です